

第 70 回監査・保証基準委員会有識者懇談会議事要旨（2025 年 3 月 27 日）

I 日時：

2025 年 3 月 27 日（木）15:00～16:50

II 場所：

日本公認会計士協会 404 会議室（一部、Microsoft Teams 会議）

III 出席者：

○ 監査・保証基準委員会有識者懇談会委員（五十音順・敬称略）

堀江 正之（議長）、青 克美、井上 隆、今給黎 真一、片山 一夫、川西 安喜、松本 祥尚、
弥永 真生、犬塚 誠也（オブザーバー）

○ 日本公認会計士協会

茂木 哲也（会長）、藤本 貴子（担当副会長）、
結城 秀彦（監査基準担当常務理事）、小林 尚明（保証基準担当常務理事）、
太田 稔（監査基準担当理事）、
甲斐 幸子（テクニカルディレクター/IAASB テクニカルアドバイザー）

IV 議事要旨：

1. 意見聴取

(1) IAASB の活動状況

① IAASB 2024 年 9 月ボード会議以降の活動状況

監査基準担当常務理事から、IAASB の 2024 年 9 月ボード会議以降の主な活動状況（各プロジェクトのスケジュール、2024 年 9 月ボード会議及び 2024 年 12 月ボード会議の概要）について説明を行った。加えて、甲斐テクニカルディレクターより、2025 年 3 月ボード会議の最新状況について説明を行った。

【主なご意見】

- 社会的影響度の高い事業体（Public Interest Entity：PIE）トラック 2 に関して、IAASB では、PIE の定義については各国又は各法域で決定することを規定したにもかかわらず、国際会計士倫理基準審議会（The International Ethics Standards Board for Accountants：IESBA）で PIE の議論が進められている状況はいかなものかと感じていたところである。本来は PIE の定義を IESBA が定めるべきではないと考えていたため、IAASB ボード会議での審議の方向性には賛成である。
- 資料 6 ページのテクノロジーに関して、事務所・業務実施者に対してテクノロジーの利用

を奨励していくために IAASB が行う主要なアクションの中に「職業倫理の原則及び倫理上の要求事項と整合させる」とあるが、テクノロジーの見直しがなされることにより職業倫理規定自体も何か見直すことになるか。

(ご意見への回答)

➤ テクノロジーの利用については、例えば、秘密保持の観点からの取扱いやテクノロジーの利用に際しての独立性への影響という側面での検討も必要になってくる。既にテクノロジーの観点からの倫理規定の強化については、IESBA でも検討され倫理規定が改訂されている状況にある。テクノロジーポジションに沿ってテクノロジーの進展を受け入れることに対応して、引き続き、倫理上の対応の必要性も検討していくという趣旨であると理解している。日本でも倫理規則の改正の検討を進めている。

○ テクノロジーに関して、人工知能や AI などを監査にどの程度活用してどの程度効率化できるのか、企業側ではどのようなデータや文書を揃えれば良いかについては、常に試行錯誤している。企業側と監査側での必要なデータやプロセスの在り方についてはアプローチが異なると思われるため、企業側がどのような環境を整備することで監査の効率化につながっていくかについては、今後も引き続き共有をお願いしたい。

(ご意見への回答)

➤ IAASB では、今後テクノロジーポジションに沿って国際監査基準 (International Standard on Auditing : ISA) 改訂の検討が進められると思われるが、当協会においても、監査基準報告書の改正対応のみならず、実務の観点からの検討も同様に進めていきたい。

➤ 当協会のテクノロジー委員会においても調査・研究を進めており、既にいくつか研究文書も公表している。AI の活用に関しても、監査人が AI をどのように活用していくか、また、AI 活用に当たっての問題点は何かという観点、企業側が AI を活用する場合に監査証拠についてはどのように評価するかという観点等から調査・研究を行っている。今後の IAASB の動きについてもキャッチアップしながら進めていく。

○ ISA 240「財務諸表監査における不正」の改訂が IAASB の 2025 年 3 月ボード会議にて承認されたことに関し、スタンドバック規定が追加されたということで、要求事項が厳しくなり、実務への影響も結構あるのではないかという印象だが、どのように考えているか。

(ご意見への回答)

➤ これまでの監査においても、意見表明に当たり監査手続や監査証拠が十分であるかどうか今一度立ち止まって考えることは行われており、スタンドバック規定の追加により、これまでの監査実務に加えて過重な負担となったり方向性が異なるような取組になったりはしないと思われる。今回の ISA 240 改訂で強調される部分については、今後、当協会としても周知を強化していく必要があると認識している。

➤ 今回追加されたスタンドバック規定は、既にほぼ同じ内容が ISA 330「評価したリスクに対応する監査人の手続」に含まれており、ISA 240 改訂では「不正による」という観

点を追加しただけの形である。このため、過度な負荷が追加されるわけではないと考えている。なお、IAASB では監査証拠及びリスク対応プロジェクトの中で、様々な ISA に含まれているスタンドバック規定を整理することが検討されている。各 ISA のスタンドバック規定の関係性や重複の整理など、今後のプロジェクトの中で進められる予定である。

② ISA 570「継続企業」改訂の概要

監査基準担当常務理事から、2024年12月にIAASBにて最終承認がなされたISA 570「継続企業」改訂の概要について説明を行った。

【主なご意見】

- 財務諸表承認日については、監査基準報告書で何か規定を設けることになるのか、又は会社法や金融商品取引法の規定を踏まえて、監査人と経営者との協議の上で決めることになるか。

また、全ての企業の監査と上場企業の監査とで監査報告書の記載事項に違いが生じるという点に関し、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況はあるが、継続企業の前提に関する重要な不確実性はないというケースにおいて、上場企業の監査報告書では、経営者による重要な判断が行われている場合には経営者の評価を監査人がどのように評価したのかを説明すると理解した。一方、上場企業でない企業の監査の場合においても、入手した監査証拠に基づいて継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められない旨を監査人が監査報告書に記載するという事は、監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況はあるが、継続企業の前提に関する重要な不確実性はないとの経営者による判断を是認するという事であり、実際には、全ての企業の監査と上場企業の監査とで監査手続については相違がないけれども、上場企業の監査報告書では記載すべき事項が増えるという趣旨か。

(ご意見への回答)

- 財務諸表承認日について、現行は監査基準報告書の中で規定がなされている。今般、継続企業の前提の評価期間に関して財務諸表承認日という概念が示されたことを踏まえ、企業会計基準委員会において会計基準で規定を設けるか否かの検討が行われていると伺っている。当協会としても、会計基準の動向を見ながら財務諸表承認日という概念についてどのように取り扱うべきか検討を進めていきたい。また、監査手続に関してはご認識のとおりである。継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する否かの検討、存在する場合には継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かの検討については、全ての企業の監査において実施された上で、監査人は十分かつ適切な監査証拠を入手して判断することになる。監査手続実施の過程で行われた判断とその内容について、上場企業の監査における監査報告書では開示が求められるという趣旨であると理解している。

- 経営者による継続企業の前提に関する評価の起点、すなわち承認日に関しては、本来、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」のような開示又は会計基準で定められるものであると理解しており、また、監査側で対応する場合においては、監査基準の改訂を受けて監査基準報告書を改正すると理解している。協会への期待としては、会社法に基づく開示をしている国と証券市場向けで開示をしている国とで、法体系が異なると承認日も異なってくる可能性があるため、各国で承認日に関してどのような取扱いとなっているか調べていただきたい。また、ISAの改訂により、日本にとって継続企業の前提に係る監査実務が変わるかのような説明であるが、日本では2002年の監査基準改訂の段階で、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が識別されたが不確実性が解消されている場合に財務諸表に注記を行い、監査を実施する対応を既に取り扱っていた。その後、2008年のリーマンショックで、上場企業の半数に継続企業の前提に関する事項の追記が監査報告書に付されるという状況が生じ得ることになり、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び監査基準の改訂が行われ、現行の取扱いとなった。今回のISA改訂は、日本が過去に実施していた対応に追いついてきたという形であり、日本としては2009年改訂前の対応に戻るだけと理解している。このため、企業や監査人に対して大幅な改訂であるとの意識を持たせるような説明はあまり良くないかと思う。また、金融商品取引法の開示事項については、基本的には金融庁の内閣府令「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」か「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」で規定されることであり、継続企業の前提に関する事項を監査報告書でどのように記載するかに関しては、監査基準及び監査証明府令を変えてからでないと監査基準報告書の対応はできないと考える。

(ご意見への回答)

- 承認日に関する他国における法令の取扱いの件は検討させていただきたい。また、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が識別されているが、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められないという状況において、現行の実務でも監査上の主要な検討事項にて取り扱っている事例があり、今回の改訂が取り入れられることで対応のレベルが従来から大きく上がるというよりは、監査上の主要な検討事項として開示されていた内容を継続企業の前提に関する区分に開示するというような対応になると考えている。このため、大幅な改訂であるとの意識を持たせるような意図ではない。
- 企業会計基準委員会でも審議を始めて間もないため、結論はもうしばらく時間がかかると考えている。
- 金融庁としても、監査基準について、関係各所と足並みを揃えながら検討を進めていきたい。
- 継続企業の前提は、多くの企業にとっては実質的には大きな問題にならないと考えられるため、今回の改訂が大きな影響を及ぼすものであるというような意識を抱かせることが

ないようにしていただきたい。また、新たな要求事項を追加する場合には、その理由や必要性について納得できるような説明もお願いしたい。国際的な改訂を踏まえてという理由のみならず、国によって事情も異なると思われるため、過去に問題が生じた事象等も分析をしながら説明をお願いしたい。

- 金融危機の頃は、経営者によるシナリオが1～2か月の間で大きく変わるような状況が散見された記憶があり、それに伴い監査基準の見直しも進められたと理解している。今回のISA改訂も、そういうことが生じないようという世界的な流れを踏まえてのことであり、日本でも金利上昇などの影響により、経営者によるシナリオが甘かったと突然露呈したり、海外事業や子会社の財務状況の悪化が急激に生じたり、減損が突然生じたり、そういったことを生じさせないように、利用者から見ても分かりやすい監査となるような見直しをお願いしたい。

(2) サステナビリティ保証

① 国際サステナビリティ保証基準（ISSA）5000「サステナビリティ保証業務の一般的要求事項」の概要

監査基準担当理事から、2024年11月にIAASBより公表された国際サステナビリティ保証基準（ISSA）5000「サステナビリティ保証業務の一般的要求事項」の特徴、公開草案からの主な変更点等及び他のIAASB基準の適合修正の概要について説明を行った。

【主なご意見】

- ISSA 5000では、サステナビリティ保証業務の業務実施者側から財務諸表監査人へコミュニケーションを要求されているということだが、財務諸表監査人からサステナビリティ保証業務の業務実施者に対するコミュニケーションは要求されていないということか。

（ご意見への回答）

- ISSA 5000では、財務諸表監査人からサステナビリティ保証業務の業務実施者に対するコミュニケーションは規定されていない。サステナビリティ保証業務の業務実施者から財務諸表監査人へのコミュニケーションについては、公開草案段階では含まれていなかったところであるが、公開草案へのコメントを受けて追加されたものである。これに対して、財務諸表監査人からサステナビリティ保証業務の業務実施者に対するコミュニケーションを規定しようとする場合、ISA 720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」などを見直さなくてはならないため、ISSA 5000のプロジェクトとはまた別の話になるということで、一方向のコミュニケーションを規定する形となっている。
- サステナビリティ保証業務の業務実施者と財務諸表監査人とのコミュニケーションについて、現時点ではISA 720の改訂は考えてないということだが、適合修正の形で適用指針の方に少し加える程度の改訂も考えていないということか。これまでも、大きな基準を改訂した場合には、それに伴う適合修正を微修正という形で追加的に実施してきたと理解して

いるが、今回 ISSA 5000 の策定に伴い ISA 720 について適合修正を行うという形にはならないということか。

(ご意見への回答)

- ▶ 現時点では、適合修正の範囲ではないという整理となっている。なお、今後、改訂を要望する声が多く集まることがあれば、ISSA 5000 とは別のプロジェクトで改訂の検討を実施することになると思われる。この場合、コミュニケーションのみならず、様々な論点を絡めて全面改訂のような形で検討を行うことになるのかもしれない。ただ、現時点では何も決まってない状況である。

② 保証業務実務指針 5000 の起草

監査基準担当理事から、当協会会員向けに、ISSA 5000 と整合する形の実務の指針である「サステナビリティ保証業務実務指針 5000 (仮称)」の起草に関して説明を行った。

【主なご意見】

- サステナビリティ保証業務実務指針 5000 (仮称) の適用範囲は、法定の保証業務に限らず任意の保証業務に対しても適用されるということか。

(ご意見への回答)

- ▶ 制度保証に限らず適用できる基準とする予定である。

- サステナビリティ保証に限らず、最近グローバルで一つの基準を定めようという各国の動きが大きく変わってきている局面にあると思っている。今後どういう局面になるかわからない状況の中、現段階で全てを固めてしまうのは日本にとってもリスクが大きいと感じる。このため、議論は進めていかないといけないが、国内の基準を定めるに当たっては、国際動向に照らして柔軟に対応できるような余地を残しておく必要があるのではないかと。ISSA 5000 は包括的・一般的な要求事項を設けたものであり、今後より詳細な基準が設けられていくと理解をしているが、企業側からすると詳細な基準の方がより重要であり様々な影響が生じてくるものと思われるため、日本の事情もそういったところで反映していくことが重要になってくる。なお、実務指針の適用対象者は金融審議会で議論されている理解だが、職業会計士以外も対象に含まれるのか。

(ご意見への回答)

- ▶ 国際情勢については注視しながら進めていきたい。より詳細な基準について、今後 IAASB で策定していくことが想定されているが、近々公表される予定はない。実務情勢などを踏まえながら、どのようなテーマについてどのようなタイミングで検討を進めるかは今後決定されていくものと思われる。当協会においても、議論は進めつつ、柔軟に対応する余地は残しておきたいと考えている。実務指針については、当協会の会員を対象とすることを想定している。一方で、今後、金融審議会の議論等も踏まえ、適宜対応する必要があると理解している。

○ 今回のように時間が限られている中で実務をスムーズに進めていくことを考えると、基準の検討を早めに着手することは重要であり、ご説明いただいた方向性で進める形が良い。ただ、フレームワークは金融審議会において検討が進んでいるところではあるが、まだ未確定であり、国際的にも引き続き流動的な状況が想定されるため、変化が生じた際には柔軟に対応できるように進めていただきたい。また、職業会計士以外も対象に含めるとなった場合、基準を定める体制や手続についても適切な形を検討し、業界全体として納得感があるように考えていく必要があると思う。

○ 新しい保証制度のため、利用者の立場としては、合理的保証と限定的保証の違い、保証実施機関や保証の範囲、バリューチェーン情報の取扱い、見積りや将来予測情報の取扱い、財務諸表監査人とサステナビリティ保証業務の業務実施者のコミュニケーション、その他の非財務保証実施者との関係、こういった点について分かりやすい記載や啓発などもお願いしたい。

(ご意見への回答)

- ▶ 分かりやすい記載となるように進めていきたい。啓発という点では、当協会から、サステナビリティ情報の開示・保証に関する様々な参考資料を公表しているため、より周知を徹底していきたい(資料 No. 913 参照)。

2. 報告

(1) 監査実務指針等の改正に関する検討状況

監査基準担当常務理事から、監査実務指針等の今後の作業計画について説明を行うとともに、IAASBの動向を踏まえた監査基準報告書240「財務諸表監査における不正」及び監査基準報告書570「継続企業」の改正作業に関する現状及び今後の見通しについて説明を行った。

3. 資料配付

(1) 日本公認会計士協会における周知活動

以 上

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

監査グループ

E-mail : kansa@sec.jicpa.or.jp